

我孫子市公共下水道事業の
官民連携事業（ウォーターPPP）導入検討に関する
マーケットサウンディング調査

実施要領

我孫子市 建設部 下水道課

令和7年12月

目次

1. 調査の背景.....	1
2. 調査の目的.....	2
3. マーケットサウンディング調査の全体的な流れ	2
4. マーケットサウンディング調査のスケジュール	2
5. 調査対象者.....	3
6. 本調査に関する質問.....	3
7. 調査票の提出について	3
8. 留意事項.....	4
9. 連絡先.....	4
10. 事業スキーム案（参考資料）	5

1. 調査の背景

我孫子市（以下、本市）の公共下水道は、昭和42年から湖北台団地（日本住宅公団）の造成に伴って単独公共下水道の事業に着手したことに始まり、昭和45年に供用が開始されました。現在、汚水管渠延長372km、雨水管渠延長18kmであり、マンホールポンプ6か所、雨水ポンプ場5か所、雨水調整池1か所を有しています。

しかし、事業開始から長い年月が経過する中で、ポンプ場や管渠等の下水道施設の経年劣化が進行しており、今後は施設の老朽化に伴う更新需要がさらに増加することが予想されます。また、平成17年度には18名だった下水道課職員数が令和7年度には15名まで減少する等、人的体制の縮小も進行しています。さらに、節水志向や人口減少の影響により使用料収入も減少傾向にあり、自己財源の確保がますます難しくなっています。

このように、本市の下水道事業は、施設の老朽化や人的体制の縮小、財源確保の困難化等、さまざまな課題に直面しています。これらの状況を踏まえると、下水道事業の財政状況は今後さらに厳しさを増し、管渠や施設の維持管理、健全な財政基盤の維持が困難になる可能性があります。

このような状況下で、国は持続可能な下水道事業を実現するため、民間企業のノウハウを活用したPPP/PFI（官民連携）の導入を推進しています。特に、水道、下水道、工業用水道の分野では、コンセッション方式に加えて、同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式として、「管理・更新一体マネジメント方式」を含んだ「ウォーターPPP」の活用が位置づけられました。ウォーターPPPは、持続可能な下水道事業の運営や維持管理において、官民連携の手法を活用することで、財政基盤の強化や効率的な運営を図ることができます。

2. 調査の目的

本市においてもウォーターPPPの導入検討にあたり、事業化に向けた基礎調査として、民間企業の皆様の参入意欲や事業内容等に対する考え方を把握したいと考えています。

本市では、令和7年10月に「事前ヒアリング調査」を実施し、本市においてウォーターPPPを導入するにあたって、ウォーターPPPに対する関心の度合いや考え方、対応可能な業務範囲等についてご意見をいただきました。今回は「マーケットサウンディング調査」として、「事前ヒアリング調査」の結果を踏まえてさらに具体的な内容について、民間企業の皆様のご意見をお伺いします。本調査の結果は、今後のウォーターPPPの導入可能性の検討に活用する予定です。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

3. マーケットサウンディング調査の全体的な流れ

マーケットサウンディング調査では、より具体的なご意見や課題を伺い、その結果をもとに、導入の可否、導入方式、募集条件等の検討のみに活用します。必要に応じて、調査結果に関する追加の聞き取りを実施します。なお、得られた結果により、調査の回数や実施内容を見直す場合があります。

4. マーケットサウンディング調査のスケジュール

マーケットサウンディング調査のスケジュールは以下の通りです。ただし、導入可能性調査の検討状況により実施時期が変更となる場合があります。

マーケットサウンディング調査開始	令和7年12月8日（月）
マーケットサウンディング調査回答締切	令和7年12月25日（木）午後5時まで
マーケットサウンディング調査結果概要公表	令和8年1月下旬

5. 調査対象者

本市下水道事業等におけるウォーターPPP に関する民間企業とします。ただし、以下の条件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く）。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る）を受けた者を除く）。
- (4) 我孫子市暴力団排除条例（平成 24 年我孫子市条例第 7 号）に規定する暴力団員等に該当しない者であること。

6. 本調査に関する質問

本調査に関するご質問がある場合は、MS-Word または MS-Excel 形式（任意様式）にて、「9. 連絡先」に記載のメールアドレスに提出をお願いいたします。

(1) 質問受付期間

令和 7 年 12 月 8 日（月）～令和 7 年 12 月 15 日（月）午後 5 時まで

(2) 質問に対する回答について

質問に対する回答は、電子メールにより個別に回答させていただきます。なお、回答にあたっては、事前に事業者に内容の確認を行うことがあるほか、すべての質問に対して回答を保証するものではありません。また、質問内容とその回答についての公表予定はありません。

7. 調査票の提出について

調査票は、提出期限までに「9. 連絡先」に記載のメールアドレスにご送付くださいますようお願いいたします。

提出期限：令和 7 年 12 月 25 日（木）午後 5 時まで

なお、アンケート調査票への記入にあたっては、「8. 留意事項」やアンケート調査票に記載の注意点についてご確認の上、回答をお願いいたします。

8. 留意事項

(1) 本調査参加の取扱い

- ・本調査への参加実績や回答内容は、今後予定している事業者応募要件や公募時の評価点に影響することはありません。
- ・本調査への回答内容は、何ら法的な拘束力を持つものではありません。あくまでご記入時点でのご意見として承ります。
- ・本調査の内容について、個別に質問等をさせていただくことがあります。
- ・本調査における費用等については、参加者の負担となります。

(2) 本調査実施結果の公表について

- ・本調査実施結果については、調査参加者数、業種等の概要をホームページ等で公表する可能性があります。
- ・公表に当たっては調査参加者の氏名、企業名等は公表されません。
- ・結果の内容から調査参加者の氏名、企業名等の特定がなされると考えられる内容は公表しません。また、企業ノウハウに係る内容は公表しません。
- ・調査内容については、本市におけるウォーターPPPの実施に向けた検討にのみ使用します。

(3) 事業者公募について

- ・本調査を実施後、その内容を精査し、今後検討する際の参考としますが、事業者公募の実施を保証するものではありません。
- ・本調査でいただいた意見や提案は、今後、事業実施の際の参考といたしますが、必ずしも意見等が反映されるものではありません。

9. 連絡先

担当 : 我孫子市 建設部 下水道課
藤田（フジタ）
住所 : 千葉県我孫子市我孫子 1858 番地
電話 : 04-7185-1111（代表）
FAX : 04-7185-8013
e-mail : abk_gesuidou@city.abiko.chiba.jp

※メールを送る際は、件名を「ウォーターPPP マーケットサウンディング調査について」としてください。

10. 事業スキーム案（参考資料）

本事業スキーム案は、ウォーターPPP導入可能性調査の一環として実施する意見聴取の参考資料としてご提示するものであり、事業の詳細について現時点で確定している事項ではありません。参考資料の内容につきましては、貴社のご判断によりご活用くださいますようお願いいたします。

事業概要	
対象施設	污水管渠、污水マンホールポンプ、汚水管理施設、雨水管渠、雨水ポンプ場、雨水調整池、雨水管理施設
事業方式	更新実施型
事業期間	令和10年4月～令和20年3月（10年間）

10.1 対象施設の概要

対象施設の概要は以下のとおりです。

(1) 管渠

種別	対象延長(km)	供用開始
污水	372	S45. 4
雨水	18	S47. 4

(2) 橋管・樋門

樋管名称	樋門形状	竣工年
若松第1排水樋管	□1000×1000×1門	H. 26. 12
若松第2排水樋管	□1000×1000×1門	H. 26. 12
若松第3排水樋管	□1200×1200×2門	H. 26. 3
若松第4排水樋管	□1000×1000×2門	H. 26. 3
若松第5排水樋管	□1000×1000×1門	H. 26. 3
後田樋管	□3500×2000×1門	R. 1. 7
根戸樋管	□2000×1900×1門	—
布佐樋管	□2300×2200×2門	S. 58. 3

(3) マンホールポンプ施設

種別	施設数	供用開始
污水	6か所（12台）	H14. 4

(4) ポンプ場施設

種別	施設名	能力	施設数	供用開始
雨水 ポンプ場	布佐ポンプ場	3.5 m ³ /秒×2台 (将来3台*) 0.75 m ³ /秒×2台	4台 (将来5台*)	H27. 3
	若松第1ポンプ場	0.42 m ³ /秒×2台	2台	H26. 12
	若松第2ポンプ場	0.23 m ³ /秒×2台	2台	H26. 3
	若松第3ポンプ場	0.28 m ³ /秒×2台	2台	H26. 3
	若松第4ポンプ場	0.42 m ³ /秒×2台	2台	H26. 3
雨水 調整池	我孫子4丁目調整池	排水能力 0.56 m ³ /分×2台	2台	H29. 2
		貯留能力 1,600 m ³		
		敷地面積 1,321 m ³		

※R11年度に雨水ポンプを新設予定

10.2 対象施設ごとの業務範囲

施設	業務分類	業務名	内容	想定数量
全施設	管理・調整業務	統括管理業務	各種業務の進捗管理や調整、関係機関との連絡を行う	常駐は求めない
	台帳管理・更新業務		下水道施設の現況や修繕履歴を台帳で一元管理し、定期的な情報更新を行う	
	台帳情報コンバート業務 (市の GIS への情報転送)		下水道施設の台帳データを市の GIS へ正確に転送・変換を行う	
污水管渠	維持管理	巡視・点検	管渠の巡視点検を行い、安全・衛生的な環境の維持に努める	腐食の恐れの大きい箇所： 2回/10年 (6か所) 上記以外の箇所： 372km/10年
		清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の堆積物や異物を除去することで、流下能力の維持や閉塞の防止を図る ・巡視・点検で確認された異物についての清掃を行う ・中継ポンプ場跡地の草刈りを行う 	本管閉塞解消 48時間/年 取付管閉塞解消 24時間/年 中継ポンプ場跡地の草刈り： 1回/年 (520m ²)
		修繕	補修・修繕を行い、管渠の機能維持を図る	取付管・柵改修： 33件/年 マンホール蓋改修： 53件/年 污水本管改修： 3件/年 舗装復旧工事： 33m ² /年
		調査	管渠の劣化状況や流量をテレビカメラ等で調査し、維持管理や改築計画の基礎資料とする	管渠： 71.3km/10年 マンホール蓋： 2,291枚/10年 マンホール： 400基/10年
	不明水対策		不明水の調査や広報活動(住民説明やチラシ配り)等を行う(調査手法については送煙調査に限定しない)	1,300m/年 (令和7年度送煙調査予定数量)
	緊急対応業務	現地調査	住民からの問い合わせや苦情に対し、市からの要請に応じて現地調査を実施し、原因を特定する	122件/年
		緊急対応	污水管渠に予期しない破損や不具合(詰まりを含む)が発生した際、市からの要請に応じて緊急修繕および清掃を実施する	50件/年 (122件の内)

施設	業務分類	業務名	内容	想定数量
		更新計画案（改築）作成	下水道ストックマネジメント支援制度に基づき事業計画案を策定する業務	2回/10年
		総合地震対策計画案作成	地震による下水道施設の被害予測や復旧対策の立案、関係機関との調整を含む総合的な対策計画案を策定する業務	2回/10年
	改築・更新業務 (地震対策も含む)	設計・積算	汚水管渠の改築・更新に必要な設計・積算業務を行う	【改築・更新工事】 管渠改築工事： 11km/10年 マンホール蓋の交換： 260枚/10年
		工事発注・管理 (コンストラクションマネジメント業務)	工事における業務を管理者側に立って技術的な中立性を保ちながら工事発注・管理を行う業務	【地震対策工事】 管渠耐震診断： 10km/10年 マンホール耐震診断： 400基/10年 マンホール浮上防止対策工事： 200基/10年 マンホール管口耐震化工事： 200基/10年 マンホールトイレ工事： 1か所/10年 マンホール更生工事： 2基/10年 管更生工事： 1km/10年
		工事	設計に基づき、汚水管渠の改築・更新工事を行う	
		巡視・点検・清掃	施設の巡視点検、設備の保守点検、清掃を行うことで、設備の異常を早期に発見し安全・衛生的な環境の維持に努める	施設の巡視点検： 3回/週
	維持管理	運転監視・日常管理	汚水マンホールポンプの機械・電気設備の運転監視、点検、日常管理を行う	配電盤の点検： 6回/年 ポンプ引き揚げ点検： 異常時のみ実施
		異常時通報対応	異常時通報があった際に現地を確認し対応する	異常時点検：緊急通報時
		修繕	補修・修繕を行い、汚水マンホールポンプの機能維持を図る	機械・電気設備の分解整備修繕： 2回/10年
		更新計画案（改築）作成	下水道ストックマネジメント支援制度に基づき事業計画案を作成する業務	2回/10年
污水 マン ホール ポンプ	改築・更新業務	設計・積算	汚水マンホールポンプの改築・更新に必要な設計・積算業務を行う	機械・電気設備： 2台/10年
		工事発注・管理 (コンストラクションマネジメント業務)	工事における業務を管理者側に立って技術的な中立性を保ちながら工事発注・管理を行う業務	

施設	業務分類	業務名	内容	想定数量
		工事	設計に基づき汚水マンホールポンプの改築・更新工事を行う	
雨水管渠	維持管理	巡視・点検	・管渠等（開渠含む）の状態を定期的に巡視・点検し、安全・衛生的な環境の維持に努める ・樋管・樋門については操作要領に基づき定期的に点検を行う	【雨水管渠】 巡視・点検： 18km/10年 【樋管・樋門】 年次点検： 1回/年 月次点検： 最大11回/年 操作に関する訓練： 1回/年
		清掃	・定期的に管内及び開渠の堆積物や異物を除去することで、流下能力の維持や閉塞の防止を図る ・巡視・点検で確認された異物についての清掃を行う ・草刈りを定期的に実施し、必要に応じて樹木管理も行う	堆積物撤去： 25m ³ /年 樹木管理： 適宜 草刈り 樋管： 3回/年 雨水管渠： 2回/年 (27,400m ²)
		修繕	補修・修繕を行い、雨水管渠の機能維持を図る	水路補修： 4件/年 フェンス改修： 1件/年
		調査	管渠の劣化状況や流量等を目視及びテレビカメラ等で調査し、維持管理や改築計画の基礎資料とする	管渠： 約9km/10年 マンホール蓋： 90基/10年
	緊急対応業務	現地調査	住民からの問い合わせや苦情に対し、市からの要請に応じて現地調査を実施し、原因を特定する	7件/年
		緊急対応	雨水管渠に予期しない破損や不具合（詰まりを含む）が発生した際、市からの要請に応じて緊急修繕および清掃を実施する	7件/年 (7件の内)
	災害対応業務	災害時の現地確認等	災害（大雨、台風、雷、地震等）時に現地を確認し、被害状況の把握や応急対応等を行う	
	更新計画案（改築）作成		下水道ストックマネジメント支援制度に基づき事業計画案を作成する業務	2回/10年
	改築・更新業務	設計・積算	管渠の改築・更新に必要な設計・積算業務を行う	管渠改築工事： 0.2km/10年 マンホール蓋の交換： 10基/10年
		工事発注・管理	工事における業務を管理者側に立って技術的な中	

施設	業務分類	業務名	内容	想定数量
		(コンストラクションマネジメント業務)	立性を保ちながら工事発注・管理を行う業務	
		工事	設計に基づき、管渠の改築・更新工事を行う	
雨水ポンプ場	維持管理	巡回・点検	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備の状態を定期的に巡視・点検し、安全・衛生的な環境の維持に努める ・布佐ポンプ場の浄化槽に関しては、定期的な点検に加えて法定検査を行う ・定期的にばい煙測定を行う 	<p>【布佐ポンプ場】 危険物点検： 1回/年 (危険物取扱者の配置が必要) 消防設備点検： 2回/年 ばい煙測定： 1回/2年 浄化槽保守点検： 3回/年 浄化槽法定検査： 1回/年</p>
		清掃	堆積物の撤去や清掃・除草を行い、排水能力の維持や閉塞防止、衛生的な環境の維持に努める	<p>【布佐ポンプ場】 スクリーン及びコンテナ清掃、クリーンセンターへの運搬： 10回/年 堆積物撤去： 5m³/年 浄化槽清掃消毒： 1回/年 建物清掃： 1回/2年 (床清掃 689m²、洗浄ワックス塗布 100m²) 草刈り： 1回/年 (400m²) 樹木管理： 適宜 【若松第1～第4ポンプ場】 堆積物撤去： 2m³/年 草刈り： 1回/年 (300m²)</p>
		運転監視・日常管理	雨水ポンプ場の機械・電気設備の運転監視、点検、日常管理を行う	<p>【布佐ポンプ場】 ポンプ点検： 8回/年 自家用電気工作物の保安管理業務 (電気主任技術者の配置が必要) 月次点検： 11回/年 年次点検： 1回/年 給油： 500ℓ×2/年 排水ポンプ車 (国交省)による応急復旧訓練の実施：1回/年</p>

施設	業務分類	業務名	内容	想定数量
緊急対応業務	修繕		【若松第1～第4ポンプ場】 ポンプ点検： 8回/年（うち1回は引き揚げ点検） 自家用電気工作物の保安管理業務（電気主任技術者の配置が必要） 月次点検： 11回/年 年次点検： 1回/年 停電を想定した仮設発電機電源切替訓練の実施： 1回/年	
		異常時通報対応	異常時通報があった際に現地を確認し対応する	異常時点検：緊急通報時
			補修・修繕を行い、雨水ポンプ場の機能維持を図る	電気設備工事： 2件/年 除塵機補修： 1件/年 バッテリー交換： 2件/年 舗装工事： 1件/年
	現地調査		住民からの問い合わせや苦情に対し、市からの要請に応じて現地調査を実施し、原因を特定する	7件/年
		緊急対応	雨水ポンプ場に予期しない破損や不具合（詰まりを含む）が発生した際、市からの要請に応じて緊急修繕および清掃を実施する	7件/年（7件の内）
		工事調整	ポンプ増設工事等との工事調整を行う	
	災害対応業務	災害時の現地確認等	災害（大雨、台風、落雷、地震等）時に現地を確認し、施設の被害状況の把握や機械・電気設備機能維持のための応急対応等を行う	
改築・更新業務	設計・積算	更新計画案（改築）作成	下水道ストックマネジメント支援制度に基づき事業計画案を作成する業務	2回/10年
		工事発注・管理（コンストラクションマネジメント業務）	雨水ポンプ場の改築・更新に必要な設計・積算業務を行う 工事における業務を管理者側に立って技術的な中立性を保ちながら工事発注・管理を行う業務	監視制御設備： 1台/10年

施設	業務分類	業務名	内容	想定数量
		工事	設計に基づき、雨水ポンプ場の改築・更新工事を行う	
雨水調整池	維持管理	清掃	堆積物の撤去や清掃・除草を実施し、貯留・排水能力の維持や閉塞防止、衛生的な環境の維持に努める	堆積物撤去： 2m ³ /年 草刈り： 2回/年（広場、 1,600m ² ） 樹木管理： 適宜
		運転監視・日常管理	雨水調整池の機械・電気設備の運転監視、点検、日常管理を行う	ポンプ点検： 8回/年（うち1回は引き揚げ点検） 自家用電気工作物の保安管理業務（電気主任技術者の配置） 月次点検： 11回/年 年次点検： 1回/年
		異常時通報対応	異常時通報があった際に現地を確認し対応する	異常時点検：緊急通報時
		修繕	補修・修繕を行い、雨水調整池の機能維持を図る	消耗品の交換
	緊急対応業務	現地調査	住民からの問い合わせや苦情に対し、市からの要請に応じて現地調査を実施し、原因を特定する	2件/年
		緊急対応	雨水調整池に予期しない破損や不具合（詰まりを含む）が発生した際、市からの要請に応じて緊急修繕および清掃を実施する	2件/年（2件の内）
	災害対応	災害時の現地確認等	災害（大雨、台風、落雷、地震等）時に現地を確認し、施設の被害状況の把握や機械・電気設備機能維持のための応急対応等を行う	
	更新計画案（改築）作成		下水道ストックマネジメント支援制度に基づき事業計画案を作成する業務	
改築・更新業務	設計・積算	雨水調整池の改築・更新に必要な設計・積算を行う		
	工事発注・管理（コンストラクションマネジメント業務）	工事における業務を管理者側に立って技術的な中立性を保ちながら工事発注・管理を行う		
	工事	設計に基づき、雨水調整池の改築・更新工事を行う		

10.3 事業スケジュール案

現在検討しているウォーターPPPの事業化に向けたスケジュールは以下のとおりです。

